

平成18年度殿町老人いこいの家の管理運営に対する評価について

1 指定管理者

| | |
|-----------|---|
| (1) 指定管理者 | 社会福祉法人 川崎市川崎区社会福祉協議会（川崎区砂子1丁目10番地2） |
| (2) 指定期間 | 平成18年4月1日 ～ 平成21年3月31日 |
| (3) 業務の範囲 | 1 老人いこいの家の運営等に関する業務 ア 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施 イ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供 ウ 入浴事業 エ 川崎市及び川崎市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供 オ 運営委員会の設置・運営に関すること 2 利用の許可に関する業務 3 老人いこいの家の利用等の報告に関する業務 4 施設等の維持管理に関する業務 |

2 管理運営(事業執行)に対する評価

| 評価項目 | 平成18年度管理運営の状況 | 評価及び指導 |
|---------------|--|--|
| (1) 管理業務の実施状況 | | |
| ①管理運営の基本的事項 | <p>高齢者の健康の維持・増進や生きがいづくり、小地域福祉活動の実践と普及及び地域の拠点としての有効的な活用の可能性を見出すことを基本方針に、地区社会福祉協議会と連携し、運営委員会を設置して地域からのニーズ把握の体制を築いた。管理人は一人一人に声かけを行い、利用者の健康状態の確認、注意喚起に努めた。また、公平にサービスを提供するため、講座申込み状況や団体利用申込み状況を常に公開できるように配慮した。</p> | <p>運営委員会を通じたニーズ把握及び地区社会福祉協議会との連携により、地域に根ざした施設として、概ね適切に管理運営がなされている。また、管理人による声かけや教養講座申込状況・団体貸出申込状況の公開など、高齢者の心身や公平なサービス提供にも十分な配慮がなされている。</p> |
| ②安全管理への取り組み | <p>管理人は救急法講習を受講し、感染症の防止対策、まん延を防止するために必要な対応を行うための情報の提供を受け、利用の受付時において、利用者の身体状況を確認した。また、防火管理者を配置した。入浴事業にあたっては公衆浴場法に基づき衛生管理に努め、管理人が入館時に顔色や様子をチェックし、簡易血圧測定器で測り必要な呼びかけを行い、利用者2名以上で入浴するようにした。さらに、事故発生時には、区社協本部から職員が出向き管理人のフォローをするようにした。火災避難訓練を実施。</p> | <p>概ね適切な安全管理がなされている。高齢者の入浴の危険性を年頭に置いた取組みは評価できる。今後においては、既存の緊急電話連絡網を発展させて緊急時・災害時の対応マニュアルとなるよう指導していく。</p> |
| ③運営に関する業務 | <p>高齢者の健康増進や生きがいづくりを目的とし、魅力ある講座を企画した。また、場や情報の提供など自主活動に対する側面的な支援を行った。教養講座の広報にあたっては、老人いこいの家でのポスター掲示・チラシの配布、周辺町内会の協力による掲示板の利用、区社協及び地区社協広報誌への掲載を行った。入浴事業にあたっては、水質検査・塩素濃度検査を実施し、保健所による指導や衛生規則の遵守を徹底した。</p> | <p>年度を通じて順調に運営が行われている。町内会掲示板の利用、川崎区社会福祉協議会等の広報誌への掲載により、教養講座の広報に努めたことは評価できる。また、入浴事業についても、公衆浴場として関係法令に従い、実施されている。今後においても、各事業の充実を図ることを期待する。</p> |

| 評価項目 | 平成18年度管理運営の状況 | 評価及び指導 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|---|-------------|----------|-------------|--------|-------------|---|-------------|--|-----------|-----|-----------|-----|-----------|------|----------|---|
| (2) 利用状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 利用状況 | <table border="1"> <tr> <td>団体利用者数</td> <td>853 人</td> </tr> <tr> <td>個人利用者数</td> <td>7,104 人</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>7,957 人</td> </tr> <tr> <td>入浴者数</td> <td>697 人</td> </tr> </table> | 団体利用者数 | 853 人 | 個人利用者数 | 7,104 人 | 利用者数 | 7,957 人 | 入浴者数 | 697 人 | 前年度の状況と比較し、利用状況はほぼ安定している。事業内容や広報を工夫するなどして、引き続き新規利用者の増加に努めることを望む。 | | | | | | | | |
| 団体利用者数 | 853 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人利用者数 | 7,104 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者数 | 7,957 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入浴者数 | 697 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 講座・行事の実施状況 | <table border="1"> <tr> <td>教養講座実施回数</td> <td>92 回</td> </tr> <tr> <td>教養講座参加人数</td> <td>924 人</td> </tr> <tr> <td>行事実施回数</td> <td>2 回</td> </tr> </table> | 教養講座実施回数 | 92 回 | 教養講座参加人数 | 924 人 | 行事実施回数 | 2 回 | 教養講座・行事とも事業計画書どおり実施されている。今後もより一層の内容の充実を図ることを望む。 | | | | | | | | | | |
| 教養講座実施回数 | 92 回 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教養講座参加人数 | 924 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行事実施回数 | 2 回 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 収支状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 収支状況 | <table border="1"> <tr> <td>委託料</td> <td>2,682,139 円</td> </tr> <tr> <td>指定管理委託料</td> <td>2,682,139 円</td> </tr> <tr> <td>支出金額</td> <td>2,607,159 円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>2,159,597 円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>150,898 円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>168,944 円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>127,720 円</td> </tr> <tr> <td>収支差額</td> <td>74,980 円</td> </tr> </table> | 委託料 | 2,682,139 円 | 指定管理委託料 | 2,682,139 円 | 支出金額 | 2,607,159 円 | 人件費 | 2,159,597 円 | 事務費 | 150,898 円 | 事業費 | 168,944 円 | 消費税 | 127,720 円 | 収支差額 | 74,980 円 | 委託料の範囲内で適切な執行を行ったことは評価できる。今後ともサービスの質を維持しながら、適切な委託料の執行を望む。 |
| 委託料 | 2,682,139 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定管理委託料 | 2,682,139 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出金額 | 2,607,159 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 2,159,597 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | 150,898 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 168,944 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消費税 | 127,720 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収支差額 | 74,980 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 利用者からの意見・要望等への対応 | <p>管理人を要望・苦情受付担当窓口、区社協事務局長を苦情解決責任者とし、要綱に基づいて、対応にあたっている。また、意見箱を設置することにより、利用者からの意見や要望が出しやすい工夫を行った。大きな苦情、意見、要望はなし。</p> | 利用者からの意見・要望等が出しやすいよう工夫されており、対応体制もしっかりしている。今後は事業計画書に基づき利用者の懇談会を実施し、意見や要望を把握し、運営に反映させるよう指導していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 個人情報の保護 | <p>本会の個人情報保護規定に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保、個人の権利利益の保護に努めた。具体的に、利用者には「緊急連絡先記録簿」を初回利用日に記入していただく際、利用者本人にはその必要性について説明し同意を得ている。その保管は、講座・事業等の申込書、名簿等とあわせて、いこいの家からの持出しを厳禁とし、保存管理への十分な配慮のもと管理人が行い、また目的を終えた書類については、シュレッダー等で処理し、外部に漏れないよう廃棄した。管理人を含む職員は、就業規則・就業要綱により、職務上知り得た個人情報については、在職中のみでなく、退職後も守秘義務があることを徹底している。</p> | 緊急時に備えて利用者の個人情報を保有しているが、方針に基づき、協定に従って適正な維持管理が行われている。今後とも個人情報保護の徹底を望む。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 管理運営(事業執行)に対する全体的な評価

平成18年度においては、指定管理業務を開始して1年目でありながら、概ね事業計画に沿った管理運営ができており、平成17年度までの運営を踏まえた上で、全体的に安定した管理運営がなされている。引き続き高齢者の健全ないこいの場として高齢者の心身の健康増進に寄与できるよう、さらに多くの高齢者に利用してもらえるように努めて欲しい。

4 来年度の管理運営(事業執行)に対する指導事項等

- ・既存の緊急電話連絡網を発展させて緊急時・災害時のすべての対応を定めたマニュアルを作成すること。
- ・利用者の懇談会を開催し、さらなる利用者意見の把握に努めること。